

松浦市ホームページ広告掲載に関する取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、松浦市有料広告掲載に関する基本要綱（以下「要綱」という。）に基づいて、要綱第2条第1項第2号に規定する「市公式ホームページ」に掲載できる有料広告の取り扱いについて必要な事項を定める。

(掲載を承認しない広告)

第2条 広告の掲載範囲は要綱第3条の規定によるものとし、掲載を不適当と認める広告は次のとおりとする。

- (1) あたかも松浦市が推奨していると誤解されるおそれがあるもの
 - (2) 著しくホームページの調和を損なうと認められるもの
 - (3) 青少年の健全育成に影響を与えるもの
 - (4) 個人、団体等の意見広告及び名刺広告に類するもの
 - (5) 出資者及び出資金の募集広告
 - (6) 人権を害するおそれがあるもの
 - (7) 広告主の代表者等の写真を含むもの
 - (8) 規制対象になっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者のもの
 - (9) 行政機関から指名停止、許可取り消し等の行政指導を受けている業者のもの
 - (10) 求人の広告
 - (11) その他、ホームページに掲載する広告として市長が不適当と認めるもの
- (広告内容の制限)

第3条 バナー広告及びリンク先ホームページの内容は、次の各号のいずれにも適合すること。

- (1) リンク先のホームページにおいて、広告の対象となっている製品・サービス等に関する情報を、松浦市が推奨しているとの誤解を与える表現はしないこと。
- (2) リンク先のホームページにおいて広告主の名称及び所在地を明示すること。
- (3) 広告方法等が、業種、業態等に応じて個別の法令等により規定されている場合は、当該法令に従ったものであること。
- (4) その他、必要に応じて随時協議を行う。

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告
- (2) 私企業のうち、市内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号に該当しないものの広告

(広告の募集方法)

第5条 掲載する広告は、市公式ホームページ等を通じて募集する。

(広告掲載の承認等)

第6条 市公式ホームページに広告を掲載しようとする広告主は、掲載しようとする広告の原稿及びそれに伴う資料を政策企画課に提出し、承認を得なければならない。

- 2 広告掲載の不承認の通知については、広告を掲載しようとした広告主に通知するものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この基準は、令和7年6月19日から施行する。